

令和元年度 事業計画

総 論

令和元年の新しい年度を迎えた我が国経済は、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(いわゆる骨太方針)2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」に基づく各種施策の具体的な実施により、所得増加を背景とした個人消費の持ち直し、人手不足への対応や生産性向上のための設備投資の増加、五輪向け需要の盛り上がりを受けて景気回復は続くと予想されます。一方、景気に大きな影響のある本年10月に予定されている消費税率の引き上げにあたっては、駆け込み需要やその反動減が懸念され、需要変動の平準化等の対策が望まれるところです。

自動車については、安全運転を支援するシステムを搭載した車両が増加しており、最新の電子部品や装置が採用されています。加えて自動運転の早期実現に向け官民を挙げて急速に取り組みが進められています。また、総保有台数については全体として微増の状況が続いていますが、今後の少子高齢化による人口の減少等により保有車両数の減少が進む見込みです。

また、整備士不足や、ユーザー志向の多様化、自動車の新技術の更なる進展といった業界を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあります。

このため、整備業界においては、整備技術力の強化、CS向上による入庫・売上げの拡大、ESの向上等経営資源の充実と活用、健全な経営の実践等により、厳しい経営環境や状況の変化に対応できる業界となることが求められています。

以上のような状況を踏まえ、当会の令和元年度事業においては、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施します。

業界振興・活性化対策といたしましては、「自動車整備業のビジョンⅡ」に示された整備事業者の取り組みを引き続き推進すること、さらに、会員事業場の健全な経営の実践を推進するとともに、組織の活性化の一環として、引き続き青年部会の組織化を検討します。また、整備業における外国人実習生の評価試験を適正に実施してまいります。

特に、**整備士確保対策**につきまして、自動車整備の仕事のPR、整備のイメージ向上等、「富山自動車整備人材確保・育成連絡会」と連携を図りつつ、自動車整備に携わる人材の確保・育成対策を進めてまいります。

業界健全化対策といたしましては、各種研修会等の場を活用して指定整備事業者の法令遵守の徹底を図るとともに、長期使用車両への点検整備の推進、「不正改造車排除マニュアル」による不正改造車の排除の徹底を図ります。

法制・税制対策といたしましては、検査法人における業務運営について、当会として引き続き要望していくとともに、法令・制度の改正や税制改正に係る動きを注視し、自動車関係諸税の負担軽減に向けた要望活動等を積極的に展開してまいります。

行政協力・交通安全対策といたしましては、富山県版の図柄入りナンバーの普及・促進に努めると

共に、富山運輸支局が実施する街頭検査に協力してまいります。

ICT化促進対策といたしましては、本格稼働された継続検査 OSS の普及促進を図るとともに、車検証の電子化や OBD 車検に関する情報を収集し発信します。また、振興会システム並びに車検予約システムを更新し、当会ホームページの情報内容の充実とインターネットの利用促進に努め、県内で約 600 余事業場の加入を得ている FAINES の加入促進を図るなど、整備事業場における ICT 化の活用促進を図ってまいります。

環境保全・省資源対策につきましては、引き続き CO₂ 排出削減の取り組みを推進するとともに、国土交通省のエコ整備推進施策に連携して、自動車ユーザーに対し点検整備の環境への有用性を訴える広報活動を進めます。また、リサイクル・リユース部品の利用促進につきましては、資源の有効利用とともに費用の低減にも繋がるものであることから、整備事業者、ユーザーの理解を得るための活動を進めます。

自動車ユーザー対策といたしましては、自動車ユーザーに定期的な点検整備の必要性を正しく認識してもらえるよう、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」に参画し、「マイカー点検キャンペーン」を当会と会員整備事業者が協力して実施するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等により点検・整備の重要性を広くユーザーに訴えてまいります。加えて、定期点検整備促進対策といたしまして、前検査車両における点検整備を実施しないことの危険性や、点検整備の必要性等を PR し、自動車検査証備考欄に記載されている点検整備実施状況について、自動車ユーザーへの周知を図るために、引き続き啓発活動を展開します。さらに、自動車ユーザーからの整備相談については、相談者の理解を得られる分かり易い対応が行えるよう、相談員の相談対応力の向上を進め、自動車整備相談所の適切な運用を図ります。

整備技術の向上対策といたしましては、整備専門者の新技術習得の場である整備主任者技術研修のさらなる充実を図ってまいります。また、スキャンツール活用事業場の認定制度の推進に向けた「スキャンツール基本・応用研修」を開催するとともに、新技術及び新機構を取り込んだ高度な診断技術力習得のためのステップアップ研修会を開催し、急速に進む自動車技術の高度化への対応に努めてまいります。さらに、第 22 回全日本自動車整備技能競技大会に県の代表チームを派遣し、整備士の技能の向上を促すとともに、業界の技術力強化の姿勢を広く社会に発信します。

組織運営対策といたしましては、事務局業務管理システムの更新による事務管理の効率化に努めるとともに、定款に定められた会議を中心に諸会議を開催し、事業の推進に努めます。また、公益目的支出計画の確実な実施を図り、定められた定期提出書類を作成し行政庁に提出する等、一般社団法人としての適正な法人運営に努めてまいります。

令和元年度における事業計画概要は以上のとおりであります。

これらの諸事業を円滑に推進するため、関係ご当局のご指導と関係団体のご支援をお願いする次第であります。

なお、本年度の具体的事業項目は以下のとおりでありますので、会員各位のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。